



## タイ国政府観光庁福岡事務所

### アメージングタイフェス 2026 ブース出店者募集について

タイ国政府観光庁福岡事務所では、福岡県を中心に九州・沖縄、中国地方の皆様幅広くタイの文化や食などに触れていただき、タイへの親近感を深めるとともに、タイへの旅行に対する関心を高めていただくことを目的として、「アメージングタイフェス 2026」を開催いたします。つきましては、本イベントに興味があり、日本国内の関連法規のもとで営業・出店許可を有する事業者の皆様を対象として、下記の内容で本イベントのブース出店者様を募集いたします。

#### ●イベント概要●

名称：アメージングタイフェス 2026

日時：2026年5月30日（土）～31日（日）10：00～20：00時（予定）

場所：天神中央公園 貴賓館前エリア（〒810-0002 福岡県福岡市中央区西中洲6-29）

主催：タイ国政府観光庁福岡事務所

イベント内容：タイ料理・ドリンクの販売/タイに関連する製品やサービスの提供、展示・販売/  
タイ観光PR/タイ文化・芸術・音楽などのステージパフォーマンス 他

※ 開催時間が変更となる場合があります。

#### ●ブース出店募集について(合計30ブース予定) ●

ブースの種類	ブース出店料 (2日間・税込)	ブースサイズ	ブース数
① 飲食ブース タイに関連する食品、ソフトドリンクの販売	44,000円	3.6m x 2.7m	15
② アルコール飲料ブース タイに関連するアルコール飲料の販売	99,000円	3.6m x 2.7m	5
③ 物販・サービスブース/PRブース タイと関連する物品・サービスの販売	33,000円	3.6m x 2.7m	10

#### 備考

※上記ブース出店料は、基本設備、電気代、飲食ブースの水道代が含まれます。(必要に応じて別途機材のレンタルも可)

※募集ブース数は、都合により変更することがあります。

※出店料は運営委託業者であるアメージングタイフェス 2026 事務局へお支払いいただきます。

※応募者が要件を満たしていないと主催者が判断した場合や関係する許可証等を有していないことが判明した場合は、出店資格を喪失したものとみなされ、ブース出店権利は順次、次の出店希望者に移ります。

※フードメニューの重複過多を避けるため、同一メニューの申請者が多数の場合、主催者はメニューの調整再設定を出店者をお願いする権利を有します。(保健所による衛生面からの指導とは関係ありません)

#### ●出店申込方法●

① 出店希望の方は下記のQRコードもしくは <https://forms.gle/EGnoi274HDwWHtu5>にてお申込ください。

② 応募締切：2026年3月31日までとなります。

③ 出店者決定：2026年4月3日にメールでお知らせします。

お問合せ先：タイ国政府観光庁福岡事務所（今満、チャンティマ）

Email: [tatfukuokainfo@gmail.com](mailto:tatfukuokainfo@gmail.com)

TEL: 092-260-9308、090-8088-3528（タイ語対応可）

受付時間：平日9：00～17：00時

ブース出店  
申込書  
QRコード



## アメージングタイフェス 2026 出店者応募条件

この度は、アメージングタイフェス 2026 への出店をご検討いただきありがとうございます。  
出店者の皆様には、以下の条件を遵守いただく必要がありますので、必ずご確認ください。

### ◎共通条件

#### 日本の関連法令の遵守

- \*出店者は、日本で登記・届出を行った法人または個人事業主であること。
- \*タイからの出店の場合は、タイ国内の法律のもとで登記された法人のみとする。その際、商品は原則展示のみとなり、販売は不可とする。（日本国内で手続きを行い税関が発行する輸入許可通知書がある商品を除く）
- \*出店者は、関連する日本の法律および規制を遵守すること。
- \*関連する各種許可申請・手続きは全てそれぞれの出店者が申請すること。申請に関する費用も出店者の負担となります。

### ◎食品販売ブース

#### 1. 営業許可証の取得

\*食品販売を行うためには、食品衛生法に基づく臨時営業許可をイベント開催地の保健所（福岡市中央保健所）申請・取得が必要です。既に固定店舗の飲食店営業許可を有する場合も別途必要となります。

#### 2. 食品衛生責任者の配置

\*各ブースには食品衛生責任者を配置し、適切な管理と衛生対策を行うことが求められます。臨時営業許可取得時にも必要です。

### ◎アルコール販売ブース

#### 酒類販売業免許と期限付酒類小売業免許の取得

- \*アルコールを販売するには、国税庁からの酒類販売業免許が必要です。
- \*上記とは別に一時的なイベント出展に必要な期限付酒類小売業免許を福岡税務署で申請して下さい。

### ◎輸入品販売ブース

#### 取り扱う輸入品について

- \*販売する輸入品が日本国内の法律のもと適法に輸入されていること。
- \*輸入した商品が必要に応じて日本国内での流通・販売に関する規制に適合していることを証明する検査・認証を受けていること（例：薬品や化粧品、食品他）

出店をご希望の方は、上記の条件を理解し、遵守することを確約の上、申請フォームを提出して下さい。

皆様のご応募を心よりお待ちしております。